

令和6年度ながくてひろば（長期休暇コース）入会保護者 各位

長久手市子ども部子ども未来課長

令和6年度ながくてひろば（長期休暇コースクラス）入会説明のご案内（通知）

1 ながくてひろば（長期休暇コース）への入会に向けての準備

	期限	提出方法	備考
① 4月1日以降の春休みの出欠確認	令和6年 3月12日(火)	コドモンアプリによる登録	<ul style="list-style-type: none"> ・コドモンアプリで出欠確認をとります。 ・ごきょうだいで入会される場合はお一人ずつ入力してください。 ・入力方法は同封するコドモンの資料をご参照ください。
② 令和6年度ながくてひろば（長期休暇コース）緊急連絡先確認票	（新規家庭） 最初の参加日に提出	入会する長期休暇コースクラスへ	<ul style="list-style-type: none"> ・きょうだいで入会決定されている場合は、ご家庭で1枚の提出です。 ・きょうだいの内、お一人でも長期休暇コースクラスに在籍されている場合は、在籍している長期休暇コースクラスに提出してください。
	（在籍家庭） 3月12日(火)	在籍する長期休暇コースクラスへ	

2 令和6年度ながくてひろば（長期休暇コース）の入会を辞退される場合

入会を辞退をされる場合は、市HPより「ながくてひろば利用辞退・退会届」をダウンロードの上、令和6年3月8日(金)までに市役所子ども未来課まで提出してください。（郵送可。電話連絡不可。）提出期限を過ぎた場合、利用料がかかる場合があります。

〈郵送宛先〉 〒480-1196 長久手市岩作城の内 60 番地 1
長久手市役所 子ども部 子ども未来課 児童係

3 ながくてひろば利用料減免申請

下記の減免対象にあたる世帯は、ながくてひろば利用料が免除になります。申請方法に沿って御申請ください。「ながくてひろば利用料減免申請書」については、市HPに掲載しています。申請不要の世帯については、「減免決定通知書」をお送りしています。

減免対象	免除	申請方法
きょうだい割（同じ利用区分 同じコースに二人以上の児童 が所属する世帯）	2人目以降 半額免除	申請不要。対象者については自動的に免除します。

就学援助対象世帯		「ながくてひろば利用料減免申請書」「就学援助認定通知書の写し」を子ども未来課へ提出。 ※提出された翌月分より免除します。
市町村民税が非課税世帯（扶養義務者含む）	半額免除	案内では申請が不要としていましたが、受給状況に変更があることから「ながくてひろば利用料減免申請書」を子ども未来課へ提出ください。
児童扶養手当の受給資格者世帯（全額支給停止除く）		案内では申請が不要としていましたが、受給状況に変更があることから「ながくてひろば利用料減免申請書」を子ども未来課へ提出ください。
生活保護世帯	全額免除	「ながくてひろば利用料減免申請書」を子ども未来課へ提出。 ※提出された翌月分より免除します。

4. 【令和6年度ながくてひろば（長期休暇コース）入会のご案内】

1 名称及び所在等

名称	所在	電話番号	土曜日保育場所
南小学校区	南小学校(喜婦嶽702番地)	(0561) 41-8610	青少年児童センター内（合同保育）
北小学校区	北小学校(池田77番地)	(0561) 41-8590	
長久手小学校区	青少年児童センター(岩作中島7番地1)	070-3799-7487	
市が洞小学校区	市が洞小学校(市が洞一丁目1203番地)	(0561) 64-2016	
西小学校区	長久手西児童館(久保山2110番地)	070-4759-2693	
東小学校区	東小学校(前熊前山174番地)	(0561) 41-8213	

2 入会許可期間

入会許可日から翌年3月31日までとします。 ※年度ごとに入会申込みが必要です。

3 開設日時

	開設時間
始業式、終業式等の日	下校時～午後7時※
夏休み、冬休み、春休みの学校休業期間中	午前7時30分～午後7時※
土曜日利用（申込者のみ）	午前7時30分～午後7時※
日曜日	休日
国民の祝日（振替休日を含む）	
12月29日から翌年の1月3日まで	

※従来の早朝利用許可はなくなりました。

※就労要件に満たない場合の利用時間は、午前8時30分から午後5時までです。

4 昼食・おやつ

- (1) 夏、春、冬休みなどの学校休業期間中は、弁当とお茶を持参してください。保管時における衛生面に十分配慮しますが、いたみやすい食材は避けてください。
- (2) 長期休暇コースでは、おやつとして市販のお菓子等を用意します。アレルギーなどで用意したおやつが食べられない場合は、各自で用意していただくことがあります。（利用料の減額はありません。）
- (3) 長期休暇時における昼食（お弁当）の斡旋を検討しています。こちらについては、4月にアンケートを行い需要を把握したうえで、令和6年度の夏休みからの実施を検討しています。

5 費用（ながくてひろば利用料長期休暇コース）

- (1) 夏休みA（期間中19日以下）は8,000円、夏休みB（期間中20日以上）は9,000円、冬休み1,500円、春休みは3,000円です。春休みのみ利用料を半額減免します。
- (2) 利用料の納付は、原則口座振替での納付となります。口座振替できない場合は納付書による納付となります。納付後の返還は原則としていたしません。
- (3) 利用料の減免制度があります。「3ながくてひろば利用料減免申請」をご参照ください。

6 保護者による送り迎え

- (1) 保護者が責任をもって送迎してください。
- (2) 勤務終了後は速やかにお迎えに来てください。時間が変更になる場合は、コドモンで受付します。コドモンの受付可能時間は、長期休暇・始業式等の早い下校の日は、長期休暇コースクラス開所時までです。それ以降の変更ややむを得ない事情により開設時間内までにお迎えに来ることができない時は、必ず長期休暇コースクラスへ電話連絡してください。
- (3) 送迎時間を守れない（開設時間を過ぎてのお迎えが頻繁にある）、無断欠席が続くなど規則を守らない場合は、退会していただくことがあります。
- (4) 送迎時には、必ず職員に声をかけてお子さんの受け渡しをしてください。
- (5) 送迎の方が保護者以外の代理の方、中学生以上のきょうだいの場合は、必ず前もって代理の方の名前と連絡先を長期休暇コースクラスへ連絡してください。確認できない場合は、事故防止のためお子さんの受け渡しができません。また、申込書に記載されていない中学生以上のきょうだいの場合は送迎できません。希望される場合は、「就労内容等変更届」によって届け出てください。
- (6) 車で送迎される際は、周りの方に迷惑にならないよう十分に注意し、車を離れるときはエンジンを切ってください。また、送迎は速やかに行ってください。

7 欠席の事前報告

- (1) 欠席の場合は、必ず前もって小学校、長期休暇コースクラスの両方に連絡してください。
(※児童が学校で早退した場合も必ず長期休暇コースまで連絡してください)。
- (2) 夏、春、冬休みなどの学校休業期間中、土曜保育、臨時の学校休業日、始業式等の早い下校日においては、欠席の連絡を長期休暇コースクラス開所時間までにコドモンで連絡してください。
- (3) 児童が学校を欠席した日、保護者（父・母のどちらか）の勤務のない日、休暇、シフト等により児童の在校時刻に保護者が在宅できる場合は、長期休暇コースクラスもお休みとしてください。
- (4) 連絡はコドモンで受付します。コドモンでの受付可能時間は、「6 保護者による送り迎え(2)」の記載内容をご参照ください。

8 その他

- (1) 持ち物には、すべて見やすいところに氏名を記入していただき、お金、おもちゃ、お菓子などは持たせないでください。
- (2) 夏休み、冬休み等の部活動は自宅から登校していただきます。終了後は学校の下校同様、直接長期休暇コースクラスに下校が可能です。部活動に参加し、その後長期休暇コースクラスを利用される場合は、事前に予定を職員まで申し出てください。申出がない場合は、長期休暇コースクラスを利用できませんので御注意ください。
- (3) 緊急連絡時には、勤務先に連絡しますので御了承ください。
- (4) 長期休暇コースクラスに着替え以外のものは置かないようにしてください。
- (5) 長期休暇コースクラス終了後に忘れ物を取りに戻ることにはできませんので御注意ください。
- (6) 利用料を滞納される場合は、退会していただくことがあります。
- (7) 例年6月頃、就労状況の確認を行います。

9 各種届出について

下記に該当される場合は、必ず届出が必要となります。必要書類をそろえて加入中の長期休暇コースクラスまたは、市役所子ども未来課（郵送可）へ提出期限までに提出してください。なお、各書類については、市役所子ども未来課にも用意があります。市ホームページからもダウンロード可能です。



	提出書類	提出期限	注意事項
年度途中で 利用コースを 辞退・退会する 場合	「ながくてひろ ば利用辞退・退 会届（第10号 様式）」	退会する月の 前々月の末日 (例) 8/31 までで退会 したい→6 月末日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・提出期限を過ぎた場合は1日も利用されていない場合でも、その月の活動費がかかります。 ・口座振替がされた場合は、振替口座に還付します。手続きには約1か月かかります。 ・休会は1年度内で2か月まで可能です。 (例：一時的に長期休暇コースの利用が必要でなくなった場合、保護者の転職活動など) ・1年度内で休会が2か月を超える場合は、退会していただきます。
年度途中で 休会する場合	「ながくてひろ ば利用休会届 (第11号様 式)」	休会する月の 前々月の末日 (例) 8月中休みたい →6 月末日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・利用区分の変更は、児童一人に対して年度内で2回まで可能です。利用コースを辞退し、新たにながくてひろばに入会した場合も変更できません。
年度途中で 利用コースを 変更する場合	「ながくてひろ ば入会変更届 (第8-1号様 式)」	変更する月の 前々月の末日 (例) 8月中休みたい →6 月末日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休暇期間の延長等により入会日が変更になる場合は、当初入会日の前月の最後の開設日までに届出が必要となります。届出がない場合は、1日も利用されていない場合でも当初入会日より利用料がかかります。 ・就労以外の要件で加入されている場合は、別途添付書類が必要な場合があります。子ども未来課までお問合せください。
申込内容から 変更がある場 合	「就労内容等変 更届（第8-2 号様式）」 ※下記①②に該 当する場合は、 添付書類要	変更になる前の 月の最後の開設 日	<ul style="list-style-type: none"> ・就労がある方で、勤務先、勤務条件が同じで勤務地のみの変更の場合、「R6ながくてひろば用就労証明（申告）書」の提出は不要です。「就労内容等変更届（第8-2号様式）」を提出してください。
	①保護者の勤務 先、勤務条件等変 更の場合 「R6ながくて ひろば用就労証 明（申告）書」	書類が整い次第 速やかに提出し てください。	<ul style="list-style-type: none"> ・入会する年度途中で保護者の出産休暇に入る場合、出産予定月を中心に産前2か月、産後2か月の5か月間内に限り、ながくてひろば（長期休暇コース）を利用できます。出産休暇5か月を過ぎて、その後育児休暇を取得される場合は退会となります。別途退会の手続きをしてください。 (例) 7月が出産予定月の場合・・・5～9月の5か月間 (例) 3月が出産予定月の場合・・・1～3月の3か月間
	②年度途中で保護者 が出産休暇に入る場 合 「母子手帳」の 写し（表紙と予定分 娩日の記載があるペ ージの写し）		

○その他

- ・「警報発令、南海トラフ地震に関連する情報発令時の措置等」は市HPに掲載しています。
- ・お子様の個別のご相談及びご質問については入会する長期休暇コースクラスまでご連絡ください。
- ・入会、申請、利用料等に関するお問合せについては、市HPのお問合せフォーム又は市役所子ども未来課までご連絡ください。

(問合せ先：長久手市子ども部子ども未来課児童係 TEL0561-56-0616)